

水質検査〔管理型〕

○地下水・放流水等検査項目の水質検査

表1

検査対象 地下水検査項目	地下水の検査(年1回以上測定)		
	採取場所の略称	上流	下流
	採水年月日	平成 24年 11月 24日	平成 24年 11月 24日
	検査結果受理年月日	平成 25年 2月 16日	平成 25年 2月 16日
地下水検査項目	地下水基準値	検査値	検査値
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出
総水銀	0.0005mg /㍻以下	<0.00005	<0.00005
カドミウム	0.01mg /㍻以下	<0.001	<0.001
鉛	0.01mg /㍻以下	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05mg /㍻以下	<0.005	<0.005
砒素	0.01mg /㍻以下	0.001	0.001
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出
トリクロロエチレン	0.03mg /㍻以下	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01mg /㍻以下	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	0.02mg /㍻以下	<0.001	<0.001
四塩化炭素	0.002mg /㍻以下	<0.0002	<0.0002
ダイオキシン	1pg /㍻以下	0.063	0.063
1・2-ジクロロエタン	0.004mg /㍻以下	<0.0002	<0.0002
1・1-ジクロロエチレン	0.02mg /㍻以下	<0.001	<0.001
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg /㍻以下	<0.001	<0.001
1・1・1-トリクロロエタン	1mg /㍻以下	<0.001	<0.001
1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg /㍻以下	<0.0002	<0.0002
1・3-ジクロロプロペン	0.002mg /㍻以下	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006mg /㍻以下	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003mg /㍻以下	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg /㍻以下	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01mg /㍻以下	<0.001	<0.001
セレン	0.01mg /㍻以下	<0.001	<0.001

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令 別表第2 及び ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令 第1条第1項口

表2

作成日:平成 25年 2月 18日

検査対象 共同命令の検査項目	放流水の検査(年1回以上測定)				
	採取場所の略称	H12.4月終了処分場 放流水口			
	採水年月日	平成 年 月 日			
	検査結果受理年月日	平成 年 月 日			
共同命令の検査項目	排水基準値	検査値	共同命令の検査項目	排水基準値	検査値
アルキル水銀化合物	検出されないこと		水素イオン濃度	5.8~8.6	
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.005mg /㍻以下		水素イオン濃度(海域)	5.0~9.0	————
カドミウム及びその化合物	0.1mg /㍻以下		BOD	60mg /㍻以下	
鉛及びその化合物	0.1mg /㍻以下		COD	90mg /㍻以下	————
六価クロム及びその化合物	0.5mg /㍻以下		SS	60mg /㍻以下	
砒素及びその化合物	0.1mg /㍻以下		N-ヘキサン抽出(鉱物油類)	5mg /㍻以下	
シアン及びその化合物	1mg /㍻以下		" (動植物油脂類)	30mg /㍻以下	
PCB	0.003mg /㍻以下		フェノール類含有量	5mg /㍻以下	
トリクロロエチレン	0.3mg /㍻以下		銅含有量	3mg /㍻以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg /㍻以下		亜鉛含有量	2mg /㍻以下	
ジクロロメタン	0.2mg /㍻以下		溶解性鉄含有量	10mg /㍻以下	
四塩化炭素	0.02mg /㍻以下		溶解性マンガン含有量	10mg /㍻以下	
ダイオキシン	10pg /㍻以下		クロム含有量	2mg /㍻以下	
1・2-ジクロロエタン	0.04mg /㍻以下		ふっ素及びその化合物	15mg /㍻以下	
1・1-ジクロロエチレン	0.2mg /㍻以下		ほう素及びその化合物	50mg /㍻以下	
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg /㍻以下		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア 性硝酸× 0.4+亜硝酸 性窒素+硝酸 酸性窒素= 200mg /㍻以下	
1・1・1-トリクロロエタン	3mg /㍻以下				
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg /㍻以下				
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg /㍻以下		大腸菌群数	3,000個 /ml以下	
チウラム	0.06mg /㍻以下		窒素含有量	60mg /㍻以下	————
シマジン	0.03mg /㍻以下		燐含有量	6mg /㍻以下	————
チオベンカルブ	0.2mg /㍻以下		1 BODの排水基準は、河川に排出する場合に適用され、CODは海域及び湖沼に排出する場合に適用されること。		
ベンゼン	0.1mg /㍻以下				
セレン及びその化合物	0.1mg /㍻以下		2 窒素及び燐含有量は、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共水域に排出する場合に適用されること。		
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg /㍻以下				

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令 別表第1 及び ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2下欄